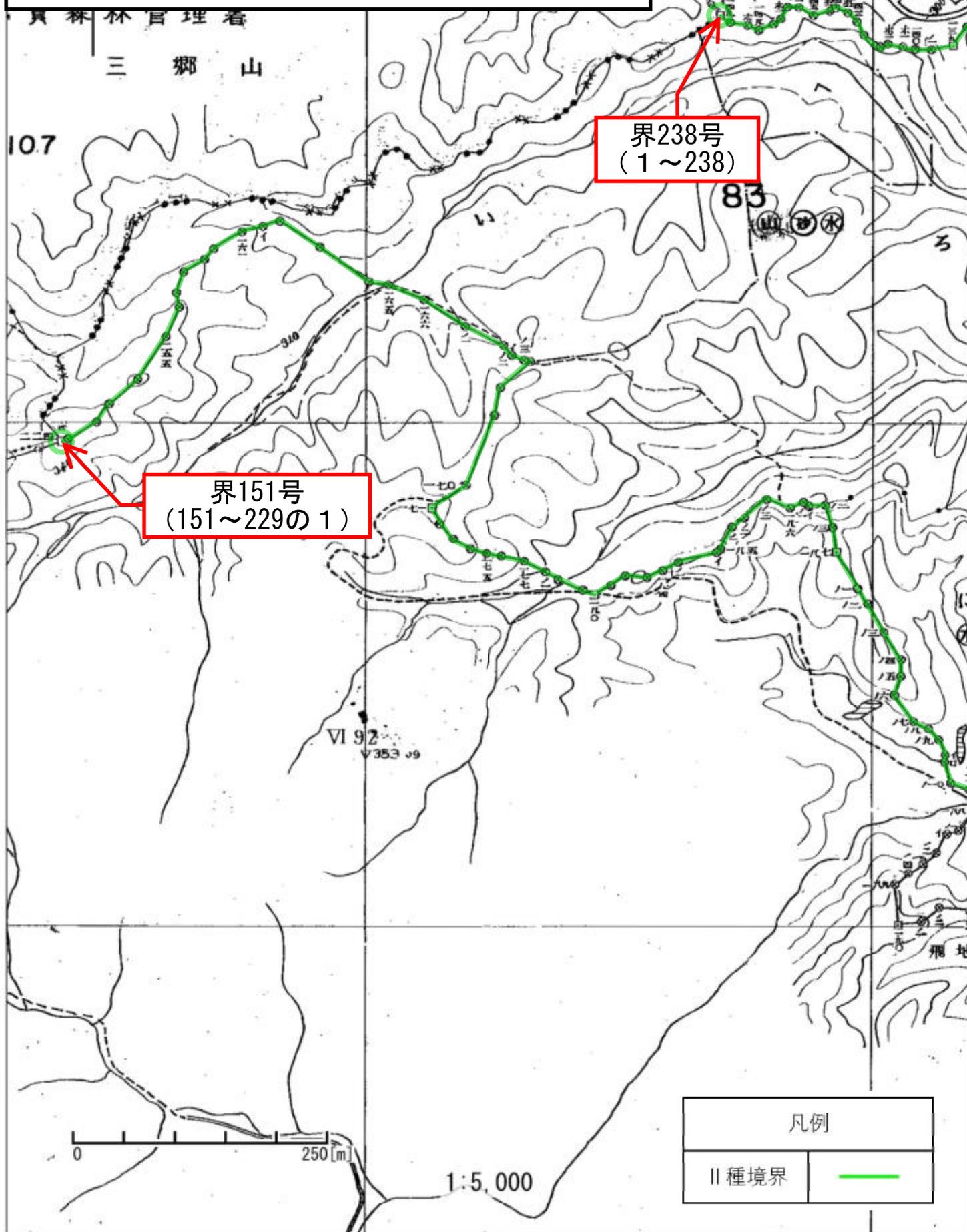


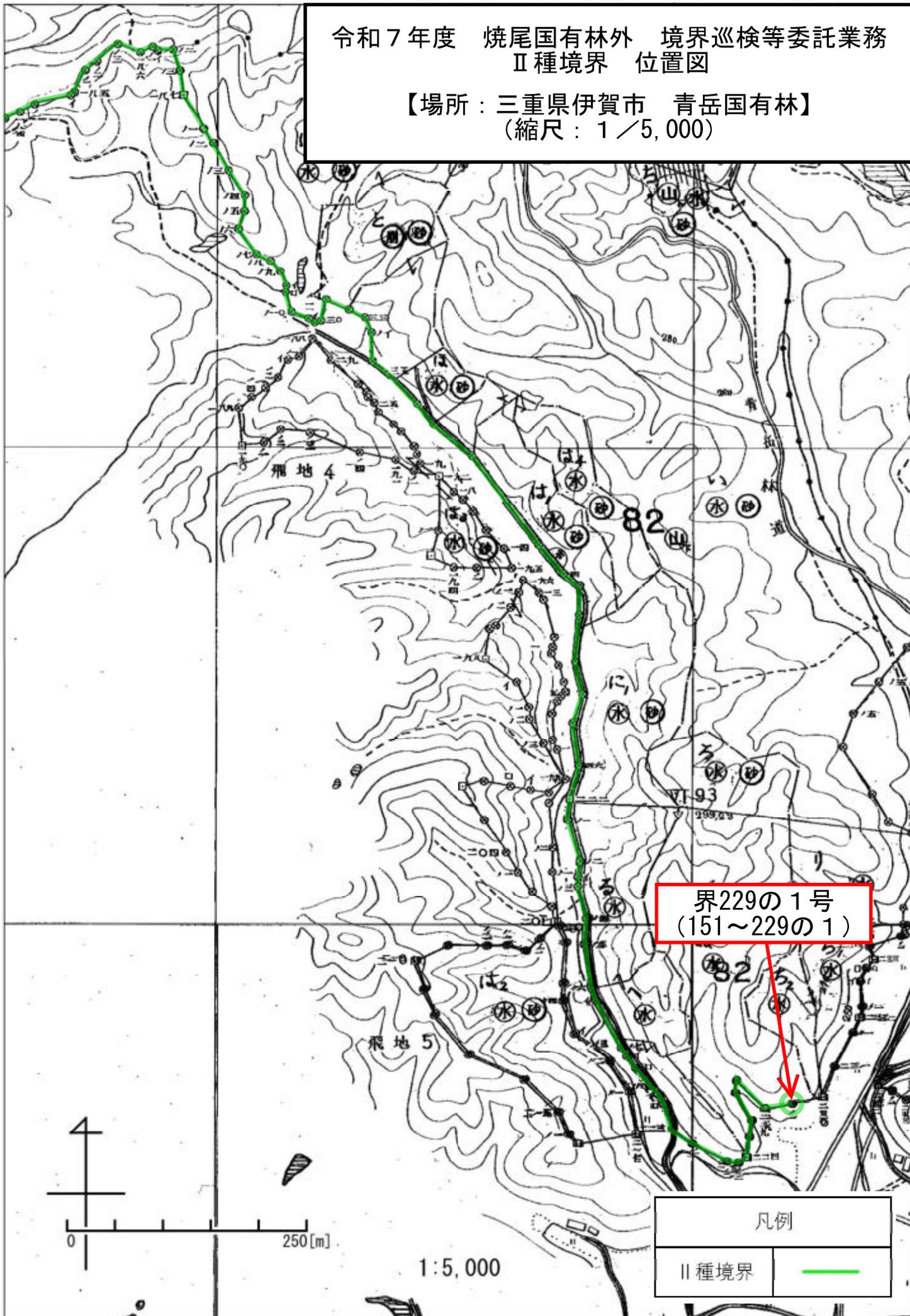
令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
Ⅱ種境界 位置図

【場所：三重県伊賀市 青岳国有林】
(縮尺：1/5,000)

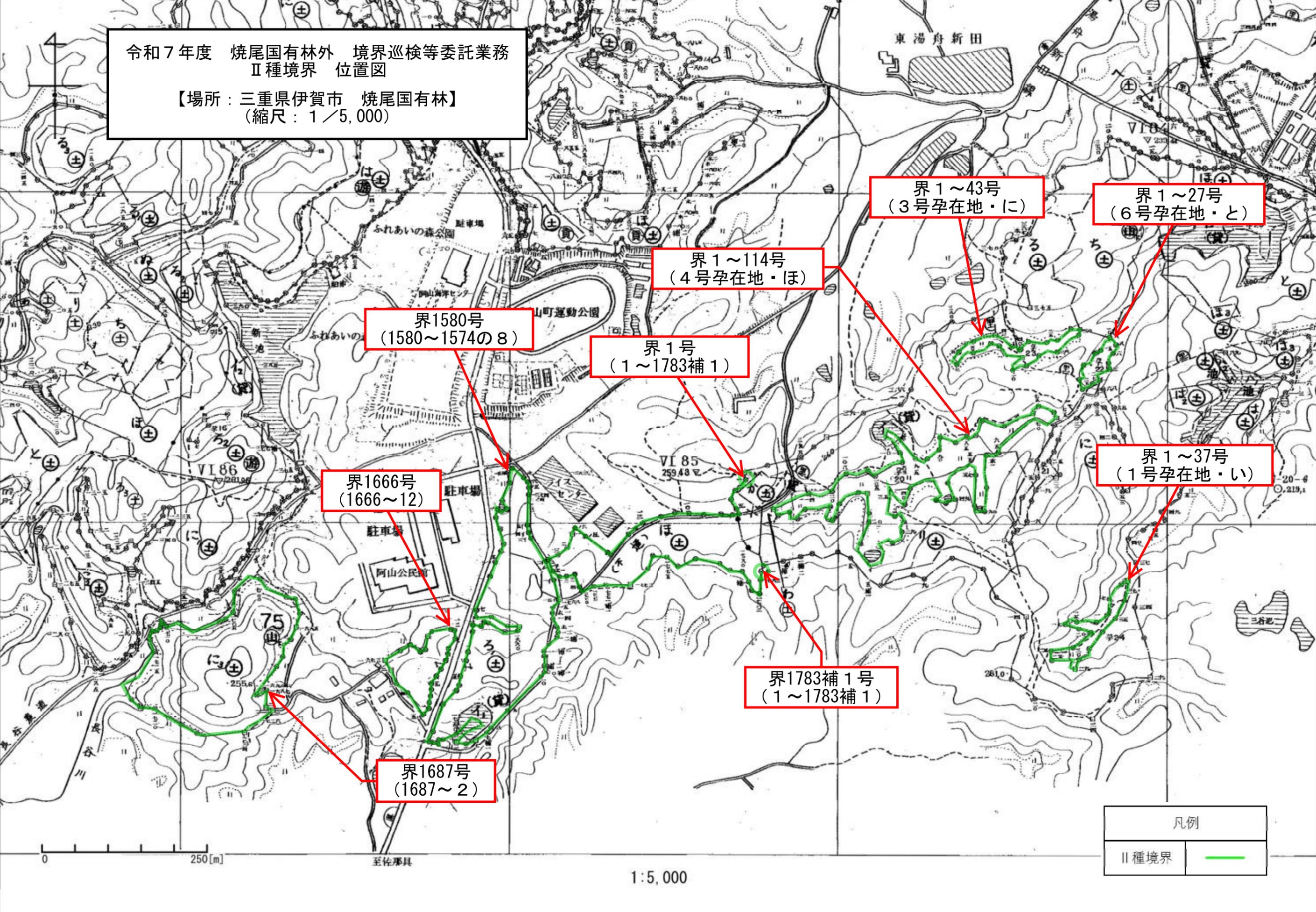


令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
Ⅱ種境界 位置図

【場所：三重県伊賀市 青岳国有林】
(縮尺：1/5,000)



令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
 II種境界 位置図
 【場所：三重県伊賀市 焼尾国有林】
 (縮尺：1/5,000)



界1~43号
 (3号孕在地・に)

界1~27号
 (6号孕在地・と)

界1~114号
 (4号孕在地・ほ)

界1580号
 (1580~1574の8)

界1号
 (1~1783補1)

界1~37号
 (1号孕在地・い)

界1666号
 (1666~12)

界1783補1号
 (1~1783補1)

界1687号
 (1687~2)

凡例	
II種境界	

0 250[m]

至佐那具

1:5,000

令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
Ⅱ種境界 位置図

【場所：三重県伊賀市 入丸国有林】
(縮尺：1/5,000)

界1~11号
(二孕在地)

界197の3号
(176~197の3)

界176号
(176~197の3)

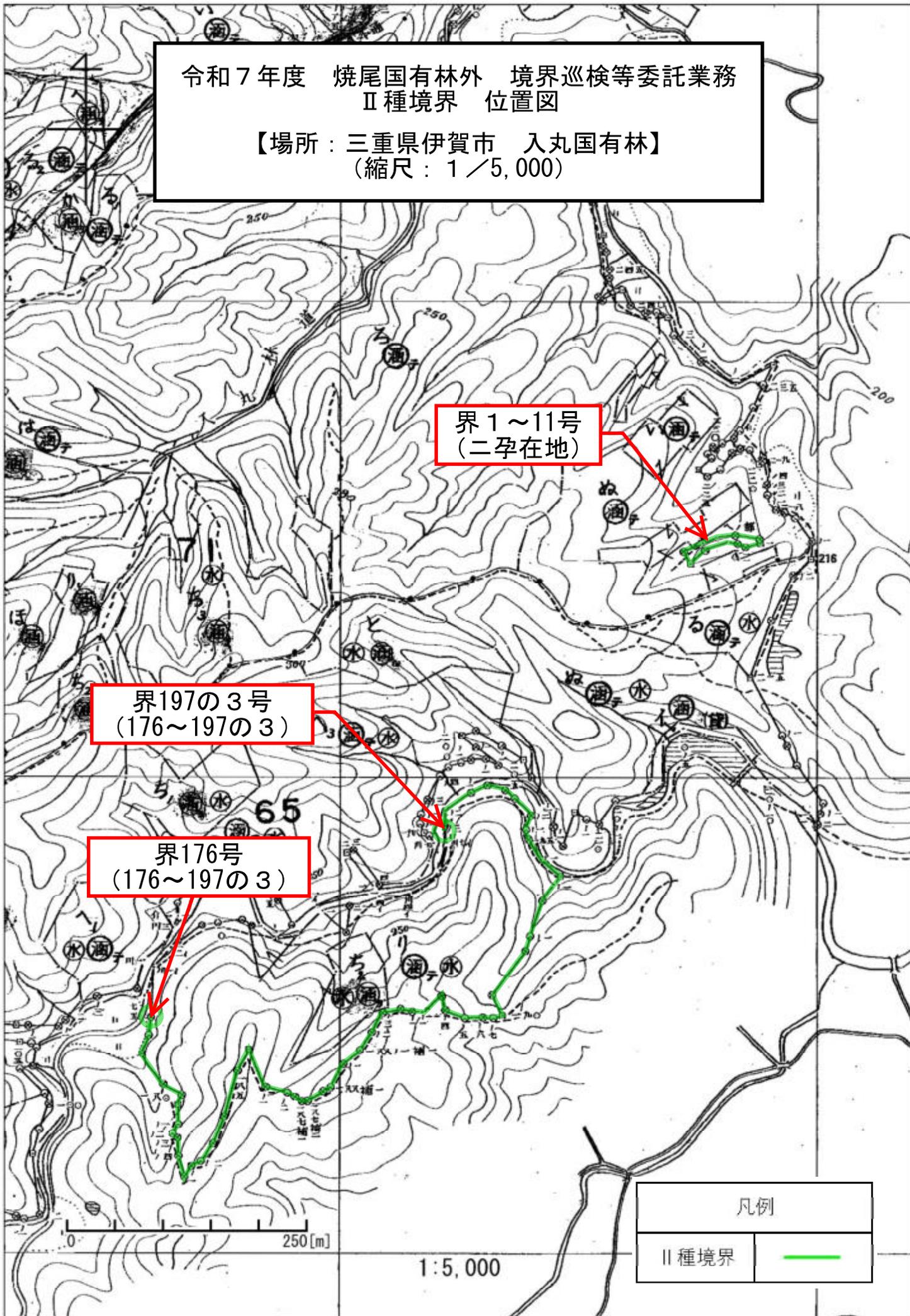
凡例

Ⅱ種境界



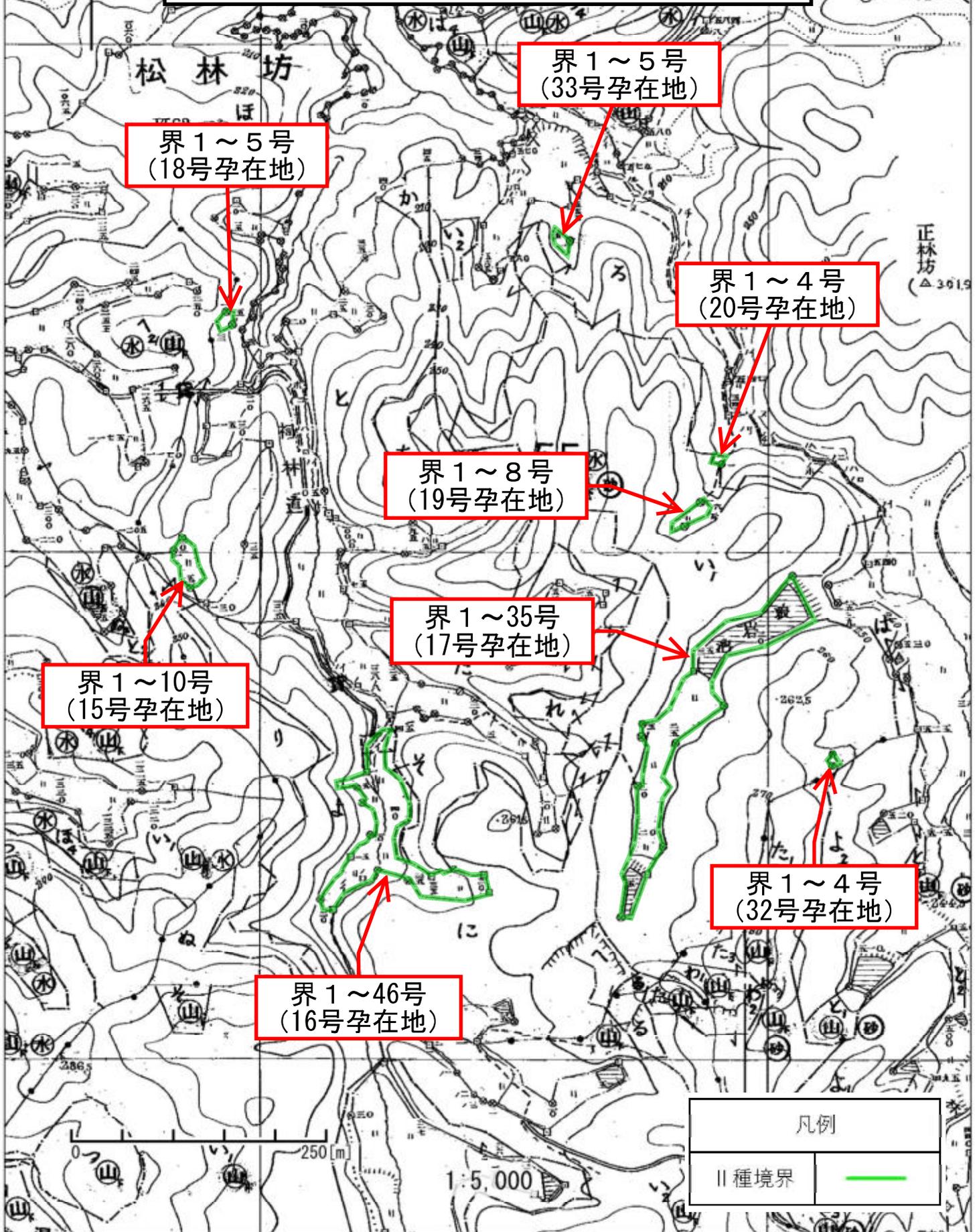
1:5,000

250[m]



令和7年度 焼尾国有林外 境界巡検等委託業務
Ⅱ種境界 位置図

【場所：三重県伊賀市 松林坊国有林】
(縮尺：1/5,000)



委託業務実施計画書(第I種境界)

実施計画 (月・延長・点数・時間) (実施場所)	9月		10月		11月		12月	
	延長km 点数	時間	延長km 点数	時間	延長km 点数	時間	延長km 点数	時間
引台 1671~1708			0.862 40	16				
焼尾国有林 86~193			1.416 91	24				
松林坊国有林 1230~1266			0.603 38	8				
美泥国有林 374~498の2	2.575 129	48						
計	2.575 129	48	2.881 169	48	0 0	0	0 0	0

実施計画 (月・延長・点数・時間) (実施場所)	1月		2月		計	
	延長km 点数	時間	延長km 点数	時間	延長km 点数	時間
引台 1671~1708					0.862 40	16
焼尾国有林 86~193					1.416 91	24
松林坊国有林 1230~1266					0.603 38	8
美泥国有林 374~498の2					2.575 129	48
計	0 0	0	0 0	0	5.456 298	96

※1 1回、最低2名以上行動(1人4時間又は8時間)の巡検とする。

※2 時間は延べ時間とする。

委託業務実施計画書(第Ⅱ種境界)

実施計画 (月・延長・点数・時間) (実施場所)	9月		10月		11月		12月	
	延長km 点数	時間	延長km 点数	時間	延長km 点数	時間	延長km 点数	時間
青岳 1~238,151~229の1					6.874 329	112		
焼尾(西山) 1,3,4,6号孕在地							2.73 229	48
焼尾 1666~12							0.398 24	8
焼尾 1580~1574の8							0.901 72	16
焼尾 1~1783補1								
焼尾 1687~2								
入丸 176~197の3								
入丸 1~11(二孕在地)								
松林坊 15~20,32,33号孕在地								
計	0 0		0 0		6.874 329	112	4.029 325	72

実施計画 (月・延長・点数・時間) (実施場所)	1月		2月		計	
	延長km 点数	時間	延長km 点数	時間	延長km 点数	時間
青岳 1~238,151~229の1					6.874 329	112
焼尾(西山) 1,3,4,6号孕在地					2.730 229	48
焼尾 1666~12					0.398 24	8
焼尾 1580~1574の8					0.901 72	16
焼尾 1~1783補1	0.822 45	16			0.822 45	16
焼尾 1687~2	1.292 44	24			1.292 44	24
入丸 176~197の3			1.14 53	16	1.140 53	16
入丸 1~11(二孕在地)			0.175 11	8	0.175 11	8
松林坊 15~20,32,33号孕在地			1.92 119	32	1.920 119	32
計	2.114 89	40	3.235 183	56	16.252 926	280

※1 1回、最低2名以上行動(1人4時間又は8時間)の境界検測予備調査とする。

※2 時間は延べ時間とする。

「委託業務実施計画書」の付表

整理 番号	国有林名	種別	区間	延長 (km)	境界点数	標識数
109	引台	I	1671~1708	0.862	40	38
84	松林坊	I	1230~1266	0.603	38	17
2	焼尾	I	86~193	1.416	91	72
136	美泥	I	374~498の2	2.575	129	107
49	青岳	II	1~238,151~229の1	6.874	329	305
40~45	焼尾(西山)	II	1,3,4,6号孕在地	2.730	229	107
16	焼尾	II	1666~12	0.398	24	24
17	焼尾	II	1580~1574の8	0.901	72	63
18	焼尾	II	1~1783補1	0.822	45	45
19	焼尾	II	1687~2	1.292	44	35
62	入丸	II	176~197の3	1.140	53	49
66	入丸	II	1~11(二孕在地)	0.175	11	8
122~129	松林坊	II	15~20,32,33号孕在地	1.920	119	39
	I 種計			5.456	298	234
	II 種計			16.252	926	675
	合 計			21.708	1,224	909

貸与物品内訳表

番号	品名	規格	数量	適要
1	国有林野施業実施計画図	1 /20,000	1 式	
2	基本図	1 /5,000	1 式	
3	境界巡検指定実行内訳書	委託契約境界区間	1 式	
4	境界測量データ及び標識整理表	委託契約境界区間	1 式	
5	ヘルメット	署名入	2 個	
6	デジタルカメラ	RICOH	1 台	
7	委託証明書		1 部	

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

様式 1

委託契約再委託承認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 伊藤 公夫 殿

住 所
氏 名

令和〇年〇月〇日付けで締結した令和 7 年度焼尾国有林外境界巡検等委託業務の委託契約について、下記のとおり再委託したいことから、委託契約書第 4 条第 2 項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名
- 2 再委託の業務範囲
- 3 再委託の必要性
- 4 再委託の金額
- 5 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

- 2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

様式 2

委託業務従事者届

令和〇年〇月〇日付けで締結した令和 7 年度焼尾国有林外境界巡検等委託業務の委託契約について、委託契約書第 5 条に基づく従事者を下記のとおり届け出ます。

記

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

経 歴 等

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 伊藤 公夫 殿

住 所

氏 名

委託業務実施報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 伊藤 公夫 殿

住 所

氏 名

令和〇年〇月〇日付けで締結した令和7年度焼尾国有林外境界巡検等委託業務の委託契約について、下記のとおり実施したので委託契約書第7条の規定に基づき〇月分の実績を報告します。

記

1 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までのうち
 実施日数 日、実施点数 点、延べ 時間

2 委託業務実施内容
詳細は別紙業務日誌のとおり。

実施年月日	実施場所（国有林名、区間）	実施延長 km	実施点数	実施時間

※国有林毎に計欄を設けること。

場指示職員	令和 年 月 日	記 事
経 由	氏名	